

## 仕 様 書

### 1 事業名

「北九州みらい探究プロジェクト事業運営業務」

### 2 業務委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

### 3 業務の目的

- (1) 子どもたちの豊かな人間性と社会性を育み、自ら学び考え行動する「生きる力」の基盤をつくり、子どもの成長の糧につながる体験活動を提供する。
- (2) 子どもたちが「なりたい自分」「好きなこと・得意なこと」「興味・関心をひきつけるもの」に出会い、これからの生き方について子ども自身が主体的に考える機会につながる体験活動を提供する。
- (3) STEAM教育の視点を取り入れ、特に「科学とアートの融合」を通じた探究活動を行うことで、子どもたちが自身の興味・関心に出会い、主体的にこれからの生き方を考える機会を創出する。

### 4 事業内容等

#### (1) 業務委託内容

##### ①企画提案

- ・受託者は、「3 業務の目的」に沿って、ア（集合型プログラム）、イ（アウトリーチ型プログラム）、ウ（オンラインプログラム）及びエ（1 dayイベント）の企画提案を行うこと。
- ・プログラムの実施に当たっては、習得した知識や情報等を活用（アウトプット）する場面を設けるなど工夫すること。

##### ア：集合型プログラム

- ・プログラムの企画提案については、以下に示す主題等を扱うこと。
- ・科学的な原理をアートやデザインの視点で捉え直すなど、複数の探究主題を複合させたSTEAMプログラムを提案すること。
  - ※ 探究主題の名称の変更は差し支えない。
  - ※ 複数の探究主題を複合させて1つのプログラムを企画しても差し支えない。その場合、標準回数は該当探究主題の標準回数を合わせたものとする。
- ・年間5講座（A～E）×4回で設計すること。
  - ※ 標準回数は1回2時間程度とする。

※ 回数については企画内容に応じて、連続した4時間を2回とするなど弾力的に設定しても差し支えない。

※ 対象者や実施場所等については、本仕様書内に別記している。

※ 受託者は、様々な企業や大学等との連携も図りつつ、多様な体験の創出及び場の提供を行うこと。

- ・受託者は、業務に先立ち、「企画書(日程含む)」「業務実施体制」等、本市が指示する必要書類を提出すること。

	探究主題	探究主題設定の理由	主な内容分野	標準回数
A	地域の課題を解決しよう 【シビックテックとデザイン思考など】	北九州市について複合的に学んだうえで、本市の社会的課題を捉え、実現可能性のある具体的方策を考える場を設定することで、地域で自分が果たす役割について再考する機会とする。	a 医療・福祉・健康・スポーツ科学 b 芸術・美術・工芸・技術・本・文学 c 経済・商売・起業・マーケティング	4
B	社会をつくる、支える技術 【工学と産業美、数学的な規則性に基づく造形など】	身近な事象について、数学や科学の視点から体験を伴って分析する活動を通して、自然科学についての興味関心を喚起するとともに、現代社会を支えている技術を学び、今後の技術の在り方について考える機会とする。	d 宇宙・科学 e 農業・林業・水産業・漁業など f 建設・建築・製造など	4
C	生き残るための知恵 【サバイバル科学と機能的な道具作りなど】	平時の健康維持に関する知識や技能、災害時に必要な知識や技能、想定外の非日常で役立つ知識や技能などを、体験を通じて学ぶ機会とする。	g AI・プログラミング	4
D	「表現」って何？ 【メディア芸術、身体表現と物理学、楽器演奏と音響科学など】	絵本創作、身体表現、楽器演奏など様々な表現方法について体験を伴って知り、今後の自分の可能性について考える機会とする。	h 環境・生物多様性 i 生活	4
E	みんなできたらやってみよう！ 【デジタル工作、サイエンス・クラフト、発表会など】	工芸品制作やマンガ制作、料理など、こどもの興味関心や可能性を広げる機会とする。		4

### イ：アウトリーチ型プログラム

- ・地域の子どもたちが参加しやすいよう、市が指定する4か所（区の市民センター等）にて、各会場4講座ずつ（計16講座）実施すること。
- ・身近な場所で、科学的な実験と創造的なアート制作を組み合わせたワークショップを提供するものとし、アに準じた内容及び形態とすること（アと同じプログラムを実施することも可）。

### ウ：オンラインプログラム

- ・探究主題は「たくさん出会う」とし、こどもが様々な「モノ」や「コト」に触れる契機となるようなプログラムを企画提案すること。
- ・年間8回で設計すること。
- ・1回当たりの講座時間は、1時間程度で企画すること。
- ・使用するプラットフォームはWebサービスとして使用可能なものとする。

- ・提案するプログラムの分野は、以下から5つ以上選んで企画すること。科学者やアーティストなどのロールモデルとの対話や、自宅でできる科学アート体験などを盛り込むことが望ましい。

- a： 医療・福祉・健康・スポーツ科学
- b： 芸術・美術・工芸・技術・本・文学
- c： お金・経済・商売・起業・マーケティング
- d： 宇宙・科学
- e： 農業・林業・水産業・漁業など
- f： 建設・建築・製造など
- g： AI・プログラミング
- h： 環境・生物多様性
- i： 生活

#### エ：1 dayイベント

- ・市が指定する1か所において、5個程度のワークショップを同時に体験できる1 dayイベントを開催すること。
- ・アに準じた探究プログラムとすること。

#### ②広報

- ・受託者は、プログラムへの参加者を募る広報のためのチラシのデザイン及び印刷等を行うこと。なお、募集方法については、担当課と協議して決定すること。
- ・受託者は、本業務を周知し、参加者への連絡が円滑に行えるよう、専用サイトを立ち上げて情報発信を行うこと。

#### ③運営

- ・受託者は、プログラム参加者の全体及び各回について、名簿等のとりまとめを行い、担当課と共有すること。
- ・実施会場については、受託者がプログラムの内容を踏まえて設定すること（使用する施設は、原則として本市が所有する施設）。必要に応じて減免等の手続きを担当課が行うことは差し支えない。
- ・受託者は、プログラムの円滑な実施が見込める会場設営や受付、運営に十分な人員等を準備すること。
- ・外部講師等に係る費用や会場設置に係る費用等、プログラムを実施するために必要な経費は、全て委託費用に含むこと。ただし、参加者の傷害保険及び参加者に還元される材料等の費用（数百円程度/人）について、各参加者から徴収する場合は、担当課と協議の上、決定すること。

- ・日程については、担当課と随時協議を行い、柔軟に見直しを図ること。

#### ④プログラム実施前後の調査

- ・受託者は、プログラム実施前後に、学習意欲や興味関心、非認知能力などに係る対象者の変容等について調査を行うこと。調査方法は、担当課と協議して別途定めることとする。
- ・受託者は、月毎の報告書を担当課に提出するものとし、対象者の調査結果も記載すること。
- ・受託者は、本年度の全てのプログラム終了後速やかに、成果報告書を提出すること。成果報告書には、事業を通じて得られた成果と課題のみならず、対象者の実施前後の変容などについてもまとめること。

なお、報告様式については、担当課と協議し別途定めることとする。

## (2) 対象者

北九州市在住の小学生以上の児童生徒を対象とすること。ただし、プログラムの内容によっては安全性などを考慮して、対象学年を限定することは差支えない。

### ①集合型及びアウトリーチ型の場合

- ・各回の参加上限は30名程度とする。
- ・原則として、同一コースに継続して参加が見込める者

### ②オンラインの場合

- ・各回の参加上限は200名程度とする。

### ③1 dayイベントの場合

- ・ワークショップごとに設定し、全体で数百名規模とする。

※ ①～③の重複参加は差し支えない。

※ ①～③とも、申込者が募集数を超えた場合は、以下のア～エを総合的に勘案して、担当課が受講者を決定する。

ただし、アウトリーチ型の参加者については、実施場所から徒歩で参加できる児童生徒数を優先して抽選し、市内の他地域からの参加者数よりも多い構成人数となるよう調整すること。

ア：本事業の別プログラム受講の有無

イ：年齢の構成

ウ：在住する区の構成

エ：所属学校の構成

### (3) 主な実施場所

受託者がプログラムの内容を踏まえて設定した場所とする。

### (4) その他

担当課の事前の承諾なく、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

## 5 請求及び支払い方法

- ①受託者は、履行期間終了後、速やかに実績報告書等必要な書類を提出すること。
- ②発注者は、請求書を受領した日から30日以内に受託者の指定する口座へ委託料を支払うこととする。

## 6 留意事項

受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の実施（処理）に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

## 7 その他

業務遂行において本仕様書の各項目について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項については、担当課と協議の上、決定する。

## 8 問合せ

本仕様書についての問合せ先は以下の通りとする。

- ・プログラムの内容や実施に関すること  
北九州市教育委員会次世代教育推進課 石丸
- ・契約等の事務に関すること  
北九州市教育委員会次世代教育推進課 秋吉・篠原